

スクラム

2022年12月号
第212号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

スクラムユニオン出雲事務所開き



出雲事務所開所を祝う昼食会の様子

大きな1歩、覚悟の1歩

執行委員 尾坂 紀生

11月20日(日)、出雲事務所にて、現地コミッティ(役員)と土屋委員長・土屋書記長・尾坂担当執行委員が集まって開所を祝う昼食会が行われた。本来ならば、もっと多くの組合員や関係者に集ってもらはずだったが、コロナ禍であるため規模を縮小して行った。

現地参加者はタミノリ、タチアナ夫妻、ナカゾノさん、ミヤサトさん、アンデルソンさん、ウゴさん親

子、ホドリゴさん家族、シルバさん、…であった。

記念撮影をし、それぞれのメンバーが手作りしたブラジル料理を机に並べ、委員長のカンパイでノンアルコールの昼食会が賑やかに始まった。奇しくも「100名を超す大量雇止め」の嵐が吹き荒れ、吹き飛ばされそうな仲間もいて心配なことはあるけれども、このときばかりは、新たな船出を果たした彼らの表情はいちように明るく輝いていた。この事務所を拠点に出雲ブラジル人の労働組合運動は新たな段階に踏み出すことになった。

ブラジル。地球の裏側にある遙か遠い国。タミノリ夫妻は数日後には帰省することになっているが、聞けば30時間以上、5回も飛行機を乗り継ぐ大旅行だという。知らなかったが、成田からアラブ首長国連邦のドーハ経由でブラジル入りするのだそうだ。私はてっきり北中米経由だと思い込んでいた。ことほど左様に私がこれから彼らから学ぶことは山ほどある。それにしても、地球の裏側から人生をかけてやってくる、その気持ちはどんなものなのだろうか？ 不安、不安、不安、そして夢、希望も抱きながらやってくるのだろう。そんな人を受け入れる日本や日本企業はどうあるべきなのだろう。人間はどこでも平和に、平等に生きられなければならない。差別や不平等、不安定、搾取があってはならないが、日本という社会は、ちょっと油断すると彼らをどん底に突き落とす。1人では抗えない。人類の歴史は長い闘争の末、労働組合を武器として権力に何とか対抗する方法を発明した。私たちの運動はそういう歴史的経過の中にある出来事であると思うと、意義の大きさに武者震いが起こる。

さあ、拠点ができた。さらなる1歩を踏み出した。しかし、大きな大きな覚悟も必要だろう。みんなで知恵を絞って議論を重ねて労働者性を深めて、がんばろー！！

出雲事務所開設後の活動報告

かねてより念願だった出雲事務所が、11月1日オープンした。比較的わかりやすい場所にあり、相談を受け、会議をするのには十分な広さである。今後、毎週火曜日、水曜日は必ず広島から来る予定である。スタッフも、土屋委員長、土屋書記長に加え、尾坂執行委員が担当し、相談活動や会社との交渉にあたる。

事務所開設から約1ヶ月半、毎回3～4人来所者が有り、相談を受けたり、会費の支払いを受けたりしている。まだ、十分な宣伝はできていないが、日ごとに訪れる労働者は増えている。少しずつではあるが、事務所の存在が浸透してきているようだ。

現在、相談内容は解雇案件が多く、深刻な状況である。労災案件や傷病手当の相談も多く、対応が急がれる。深刻な話の中でも家族のことや、子供のことなど、さまざまな話をして、ブラジル人労働者とのコミュニケーションを深めていきたいと考えている。

会場を借りての相談会や説明会も続けていく予定であるが、連絡を取れる場として、コミュニケーションの取れる場として事務所を有効に活用していきたい。

最低賃金労働局交渉

1月25日、広島県労協は広島労働局に対して、最低賃金再改定の要請を行った。冒頭、池上県労協議長が広島労働局賃金室長である石井あつ子氏に要請文を手渡した。

要請文の内容は以下の通り。

広島県最低賃金再改定の要請

広島県最低賃金は、2022年10月1日から時間額930円になりました。しかし、急騰する消費者物価指数とくに基礎的消費支出の増大により、最低賃金近傍の低賃金労働者の生活は困窮度を深めています。つきましては、最低賃金法第12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金引上げの再改定を諮問するよう要請します。

今年度の最低賃金引き上げは、全国加重平均961円、引き上げ率は、3.3%でした。しかしながら、生活必需品を中心とした物価高騰の中で実質賃金としては下がっているといえます。10月21日の総務省の発表によれば、9月の物価指数は総合で前年比同月比3.0%増、基礎的支出では4.6%の増加です。個別にみれば生鮮魚介16.5%、油脂・調味料7.9%、穀類7.2%、電気代21.5%、ガス代19.4%、ガソリン代7.0%など軒並み増加しています。また、帝国データバンクによれば、食品の値上げは10月末で累計2万743品目に及び、価格改定率(各品目での最大値)は平均で14%に達しています。生活必需品や燃料費の値上げは、低所得層に重くのしかかってきています。最低賃金近傍で働く労働者は蓄えもなく、物価高騰の中で、食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。このような状況下、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。

先の中央最低審議会のなかで、公益委員見解として、「今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。」とあります。また、最低賃金法第12条には「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときはその決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。年度内に最低賃金法第12条に基づき、広島県最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう強く要請します。以上

石井室長は、この要請を受けて、広島労働局長並びに厚生労働省に報告することを確約した。



労働局交渉で要請文を手渡す池上議長

思いやりではなく、我が事とするということの厳しさ

『デニー知事トークキャラバン in 広島』参加報告

尾坂紀生

11月12日(土)午後、標記の集会在広島市青少年センターで開催された。前半は玉城デニー沖縄県知事の講演、後半は広島在住者4人とのトークセッションであった。

玉城デニー知事は、戦後からずっと続いている米軍基地問題をデータや事実を紹介しながら、沖縄方言で言うところの『チムグクル』の心を持って日本全体の問題として一人ひとりが行動を起こすよう訴えた。自らが日本各地をまわって訴えるという行動に出たデニー知事、そこに込められた重大な決意や思いがひしひしと伝わってきた。

後半の4人もそれぞれ平和運動・活動に携わってきた体験を自分の言葉で語ってくれ、行動を起こすことの大切さが伝わってきた。紙面の関係上、私がかつとも印象深かった野村浩也さん(広島修道大学教授)の話だけ少し紹介したい。

野村さんは沖縄出身の社会学者だが、彼は簡潔にこう述べた。「『チムグクル』という沖縄方言の意味は『思いやり』と言われているが、本当はちがう。痛みを我が事として感じるニュアンスが含まれている。」「沖縄の問題は差別の問題であり、差別の当事者はすべての日本人である。基地を押しつけている側の日本人全体が我が事としているのか、が問われている。沖縄問題は差別の問題なんだ。」と明確に問題の本質を明らかにした。つまり、沖縄の基地問題はここに参加しているあなたの問題ですよ、沖縄県民の問題じゃありませんよ、と。

奇しくもこのとき国会では杉田水脈政務官が差別者であるにもかかわらず「差別する気はもうとうなかった。」と開き直っていた。「開き直って」と表現したが、おそらくそうではなく、本当に杉田は今でも「私は差別してない」と思い込んでいるのだろう。このことからわかるのは差別した側がどう思おうと差別を確定する上でなんの意味もないということ、差別の確定はされた側の思いによるということだ。した側にその気はなくても差別は起こっているということだ。だから、指摘されたら、訴えてきた人の言葉を謙虚に受け止めて、どうして自分は差別していないと考えてしまうのだろうと振り返ることしかないので。杉田水脈は深く自分の有り様を振りかえるしかないのだ。

もし、杉田の件が私の考えとおりなら、沖縄問題に関して野村さんが言った「あなたの問題ですよ」という意味は「あなた一人ひとりが『どうして自分は沖縄を差別していることに気づけないのか?』と自分を問うことですよ」である。沖縄問題から逃げているは、杉田水脈を責める資格はないのである。沖

The poster features a blue and orange color scheme. At the top, the title 'チムグクルで考えよう' is written in large, stylized orange characters. Below it, 'デニー知事トークキャラバン in 広島' is written in white and red. A central image shows a map of Okinawa and several military aircraft on a runway. The date '11月12日(土)' and time '14:00~16:00' are prominently displayed. A QR code is located on the right side. The bottom section lists speakers and session details.

お問い合わせ 沖縄県知事トークキャラバン事務局 (本事務局: (株)アトススタッフ事務局) TEL: 098-800-1438 受付時間: 平日9:30~18:00(土日祝日除く) 沖縄県庁本庁舎10-8 総務課10-8室

縄問題は厳しく私を問うている。

不戦の誓いヒロシマ集会

12月8日、内田雅敏弁護士を迎えて、広島弁護士会館で「不戦の誓いヒロシマ集会」が開催された。参加者は60名であった。

内田弁護士は、日中国交回復から50年の節目の年にあたって、いま日本の情勢、日本を取りまく情勢はどうなっているのかを豊富な知識を駆使し、歴史的に検証し、どのように考え、どのように進んでいくべきなのかを明らかにした。

講演の冒頭、1941年12月8日に行われた日本軍の真珠湾攻撃に触れ、日米戦争が開始されるや否や日本の知識人が雪崩を打って戦争賛美に陥ったことを指摘した。これは当時の知識人を弾劾するためではなく、何がそうさせたのかを考える必要を問いかけたのである。いままさに、ロシアのウクライナ侵略戦争を受けて、多くの日本国民が防衛力増強、防衛費の倍増、日米安保体制の強化、平和憲法改正へと「なんとなく、雰囲気的に」賛成し、流されているように見える。「敵基地攻撃能力の確保」など、言葉は変えているが、先制攻撃のことであり、日本の安全保障政策の大転換である。にもかかわらず、大きな議論も、大衆運動の盛り上がりもなく、自公政権によって強行されようとしている。たかだか戦後77年を経て、日本は戦前と同じような誤りを犯そうとしている。このことに対して、強い警鐘を鳴らされたのである。

「中国脅威論」「台湾有事」「北朝鮮の暴走」など、喧伝される情報は本当なのか？それらについて改めて問いかけ、日本の外務官僚が主導してアメリカ国務省の思惑を実現しようとしているだけではないのか？アメリカは日本が憲法を変え、軍事費を拡大して、東アジアで軍事分担することを狙っている。日本はアメリカの軍事戦略に則って、危険な道を歩み出そうとしている。今こそ日中国交回復時の周恩来・田中会談を踏まえて出された「日中共同声明」に基づき、考えていくべきである。「両国の善隣友好はアジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献する」「両国はいずれもアジア・太平洋地域で覇権を求めべきではない」「日本政府は、台湾が中国の不可分の一部であることを理解し、尊重する」「尖閣諸島の領有権問題は棚上げする」この原則は、1978年の日中平和友好条約でも、1998年の日中パートナーシップ協定宣言、2008年の戦略的互惠関係推進に関する日中共同声明でも踏襲された。このような歴史的財産に基づいて日中関係の再構築を行っていくこと、戦争に向かうのではなく、外交努力によって戦争を回避していくことの必要性が語られた。

日本の政治状況を見るにつけ、内田弁護士が指摘された原則的観点から事態を打開していくことの重要性が実感される。「戦争を知らない」政治家たちにぜひとも聞かせたい内容であった



熱弁する内田弁護士

広島市に差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定を求めている市民団体ネットワークが12月4日、広島市弁護士会館において結成1周年の集会を開催した。「罰則条例はなぜ必要か—川崎・相模原の現場から」と題して、ヘイトスピーチ問題を長く取材し、差別に抗う報道で新聞労連ジャーナリズム対象・特別賞を受賞している神奈川新聞の石橋学編集委員（51）が、講演した。全国で初めて刑事罰付きの条例を制定した川崎市の状況を報告し、「差別は犯罪である。各地で行政が条例として打ち立てる必要がある」と訴えた。

石橋氏は2016年1月に川崎市の在日コリアンが多く住む地域がヘイトデモに狙われた時のことを詳しく紹介した。当時はヘイトスピーチ解消法も川崎市条例もなく、警察はヘイトデモに抗議する地域住民側を規制する側に回るなど、ヘイトスピーチを受ける側の人たちは人権を侵害されるだけの存在であったことに言及し、法制度の重要性を強調した。

その後、広島市議会議員の馬庭恭子議員から、2000年代後半に条例の素案まで作成し、何度も議論を重ねた「子どもの権利条例」が、反対派によって廃案に追い込まれたその過程について赤裸々に語っていただいた。1989年に国連総会において、『子どもの権利条約』が採択され、日本は1994年に『子どもの権利条約』を批准している。これを受けて、広島市でも活発に子どもの権利について議論されているときであった。反対派においては「権利の乱用に繋がる」「権利の擁護しすぎは家庭崩壊の原因になる」といった意見を掲げて、多くの教職員なども反対側に回った経緯がある。条例制定が一筋縄ではいかないという事例を見せつけられ、今後目指していく「差別のない人権尊重のまちづくり条例」への道のりを考える契機となった。



川崎の事例について語る石橋氏

闘争短信

東和分会「配転無効」裁判—勝利的和解を勝ち取る

出島技術センター計測課で排ガス測定業務に携わっていたAさんは、2021年1月に突然本社ソリューション部へ配転された。納得のいかないAさんは本社への就労義務不存在を確認する裁判闘争に立ち上がった。本年6月の地裁での全面勝利の判決に続き、11月には技術センター復帰という勝利的和解を勝ち取った。

第1回控訴審裁判結審—裁判所が和解提案

10月14日の控訴審裁判は1回で結審し、裁判官が次のような心証を示し、両者に和解を打診した。

会社は、Aさんに退職勧奨をし、Aさんが受け入れないので配転命令を出したのであり、「配転命令は無効である」との原審の判決は維持する。ただし、その背景の認定は原審とことなり、原審が認定した220万円の感謝料は減額となる。これに対して、代理人山田弁護士は、Aさんを配転前の出島の技術センターに戻し、今後、不当な配転・解雇はしないのであれば、和解を受け入れる余地があるとした。

技術センター分析課に戻す気のない会社の和解案とAさんの「意見」

会社は、10月28日に裁判所に和解「意見書」を提出した。「意見書」では配属先が、現在、組合員が排ガス分析を行っている技術センター分析課ではなく調査課となっていた。解決金も50万円という低額だ。さらに、戻る心構えとして「就業規則を超えるしぼり」を羅列していた。

Aさんは、①配転命令無効の確認②解決金は100万円③勤務先は、技術センター分析課④今後、不当な配転並びに解雇はしないとの約束⑤戻る心構えは、「社内ルールに従い」という程度のものを骨子とした「和解案に対する意見」を11月2日に裁判所に提出した。

和解に至る判断と和解の評価

Aさんは、事前に山田弁護士に「分析課に戻って、支えてくれたBさんと一緒に排ガス分析の仕事がしたい」と熱い気持ちを伝えていた。しかし、11月10日の和解協議の場で、会社は人事権を盾にAさんを分析課に配属することに最後まで抵抗した。裁判官は、裁判所の和解案は「技術センターに戻すという枠組みを作るところまでだ」とした。

山田弁護士は、「和解をけて判決を求めても、分析課配属という判決は得られない」と判断し、技術センターに戻ることと和解してはと提案した。Aさんは、支えてくれた仲間の顔を思い浮かべ悔しい気持ちを持っていたが、最終的には経験豊かな弁護士の判断に従って、以下の5点の勝利的和解を勝ち取った。①本件配転命令(ソリューション部への配転命令)を撤回させた。②解決金として100万円の支払い義務を認めさせた。③分析課とはならなかったが元の技術センターに戻ることができた。④勤務に当たっての留意点は就業規則を順守する程度にとどめた。⑤今後、会社に不合理な配転、解雇はしないことを確約させた。

配属先が組合員の待つ技術センター分析課ではなく調査課となったことは、残念で、かつ悔しい気持ちはあるが、これを除けば、和解要求はほぼ認められ、約2年に及ぶ配転無効の裁判闘争に勝利したと評価できる。

和解調書は判決と同じ重みを持つ。会社は、今後、Aさんに対して、今回のような不合理な配転命令は出せなくなった。これは闘いの成果である。

それが実現できたのは、Aさん本人の不退転の強い意志とAさんを最後まで支えてくれたBさん、Cさんの2名の組合員、また退職したD元組合員などの力を基礎とし、闘いを指導したスクラムユニオンの力による。そして、山田弁護士の的確な裁判訴訟指揮である。

今回の裁判和解により、Aさんの配転無効の裁判闘争は、Aさんが技術センターに戻るという勝利的

和解で終わり、新たな闘争が開始されることになる。組合は、この闘いの中で培ってきた組合の団結力を基礎に、引き続き東和での闘いを組織していく。

年越しホットラインのお知らせ



今年は、コロナ感染症の影響を少しずつ緩和していく段階にあり、経済の復活を期待する一方で、物価の上昇が家計を圧迫しています。生活に不安を抱えている労働者の皆様のお力になるよう、全力で取り組んでいます。労働問題を抱えている方、一人で悩まずに、相談してください。電話、メール、事務所来訪、都合の良い方法でご連絡ください。

Tel: 0120-501-581 (フリーダイヤル)

または 082-264-2310

Email: scrum_u34@ybb.ne.jp

12月17・18日 10時～18時

#パワハラ #セクハラ #暴力暴言 #不当解雇

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

11月の報告 (一部抜粋)	12月の予定 (一部抜粋)
1日 出雲事務所開設	1日 日本生命団交
2日 フジアルテ事務折衝	2日 出雲市フジアルテ事務折衝
3日 DHS 団交	6日 出雲 労働相談
6日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	7日 出雲 労働相談
10日 中国労災病院団交・東和裁判・ふれあい学習会	11日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
12日 デニー沖縄知事講演会	12日 MCC 団交
15日 エイジトレーディング団交・県労協幹事会	15日 中国大洋工芸団交・アスベストホットライン
16日 アバンセ団交・実習生ネット事務局会議	16日 アスベストホットライン (福岡)
20日 出雲事務所開き・アバンセコミッティ	17日 年越し労働相談ホットライン
25日 フジアルテ事務折衝・労働局交渉	18日 年越し労働相談ホットライン
26日 安全運輸団交・東和分会	19日 実習生ネット・エス・アイ・エヌ行政訴訟
28日 アスベストユニオン・各種相談・西部リサイクルプラザ	2023年
29日 アバンセ団交	1月4日まで事務所休み
30日 インドネシア人リキ損害賠償請求訴訟	1月8日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
他	他